

千葉市市制 1 0 0 周年記念協議会役員を選任について

千葉市市制 1 0 0 周年記念協議会会則（案）（抜粋）

（役員職務）

第 6 条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1 人
- （2）副会長 2 人
- （3）監事 2 人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員選出）

第 7 条 会長は、千葉市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、会長が、会員の同意を得て会員の中から選任する。

（任期等）

第 8 条 会員及び役員（以下「会員等」という。）の任期は、協議会が設立されたときから第 1 4 条の規定に基づき協議会が解散するときまでとする。